

令和4年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年1月23日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・社会福祉事業が主たる地位を占める規模となるよう引き続き改善を図ること。
- ・経理規程や計算書類の注記について、改正されていない点が見受けられるため見直しや改正を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>社会福祉法人は、社会福祉事業が法人の行う事業のうちサービス活動費用の比率において主たる地位を占める必要がある。</p> <p>貴法人においては、これまでの業務見直しによって社会福祉事業の拡充に努められているところであるので、今後も引き続き社会福祉事業の拡充を図りたい。</p> <p>(法第22条)(審査基準第1の1(1))</p>	<p>社会福祉事業の拡充に向けて検討を続けた結果、社会福祉事業の身体障害者生活訓練等事業の充実を図り、令和5年度事業から社会福祉事業が主たる地位を占める予定であるが、引き続き、社会福祉事業の拡充を検討していく。</p>
2	<p>経理規程について、以下のとおり不備が見られるので、経理規程の見直しを行うこと。</p> <p>また、これ以外の事項についてもモデル経理規程を参考に確認を行うこと。</p> <p>① 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))又は拠点区分間事業活動明細書(別紙3(⑪))のうちいずれか一方を作成する旨を規定する必要があるが規定されていない。</p> <p>② 第53条第1項について「合併又は事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」が規定されていない。</p> <p>(会計省令第29条第1項第15号、第30条)(運用上の取扱い26(2))</p>	<p>モデル経理規程を再度確認の上、不備な箇所を見直し、令和5年3月の理事会で見直しを行った。</p>
3	<p>社会福祉法人会計基準に基づいた勘定科目等による総勘定元帳が作成されていなかった。</p> <p>については、総勘定元帳は全ての拠点区分及び勘定科目につき漏れなく作成すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の文書指摘をしており、その際貴法人からは「当協会の現在の会計システムでは、資金収支計算書に関する科目の総勘定元帳が出力できない状況となっている。今後、実施する社会福祉事業の検</p>	<p>当協会の現在の会計システムでは、資金収支計算書に関する科目の総勘定元帳が出力できない状況となっている。今後、当協会の社会福祉事業が主たる地位を占めるに至った場合に、導入に取り組みたいと考えているが、導入に当たっては、多額の経費が必要なことから、財源確</p>

	<p>討に併せ、検討していく。」旨回答されているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(留意事項2(3)、25)</p>	<p>保が課題であるが、確保に向けて努力していく。</p>
4	<p>法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書について、事業区分間繰入金収入(収益)及び事業区分間繰入金支出(費用)が相殺消去されていなかった。</p> <p>については、事業区分間により生じる内部取引高は資金収支内訳表及び事業活動内訳表において相殺消去すること。</p> <p>(運用上の取扱い4)</p>	<p>令和3年度決算書において、相殺消去を失念していたものであり、令和4年度決算書から適切に対応していく。</p>
5	<p>計算書類に対する注記について、次の不備があった。</p> <p>(1) 法人全体用</p> <p>① 「3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」について</p> <p>ア (1)、(2)、(3)の括弧書きの様式名の先頭に「会計基準省令」が記載漏れになっていた。</p> <p>イ (4)の項目名の先頭に「各拠点区分における」が記載もれになっていた。</p> <p>ウ (4)の記載内容に拠点区分名が記載されていなかった。</p> <p>② 「5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し」と記載すべきところ、「固定資産の売却若しくは処分に係る」が記載もれになっていた。</p> <p>③ 「7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」と記載すべきところ、「帳簿価額」が「帳簿価格」と記載されていた。</p> <p>④ 「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」が記載されていなかった。</p> <p>⑤ 「11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」と記載すべきところ、「社会福祉法人の」が記載漏れになっていた。また、「資金収支」が「資産収支」になっていた。</p> <p>(2) 拠点区分用</p> <p>① 「3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分」について</p> <p>ア (1)の項目名が「〇〇拠点区分計</p>	<p>会計省令第29条並びに運用上の取扱い25別紙1及び別紙2を参考に、再度記載事項を確認の上、不備な箇所を見直し、令和4年度決算書から見直しを行う。</p>

	<p>算書類」になっていなかった。</p> <p>イ (1) の括弧書きの様式名の先頭に「会計基準省令」が記載漏れになっていた。</p> <p>ウ (2) の括弧書きの附属明細書の別紙番号が会計省令施行前のままで、更新されていなかった。</p> <p>エ 拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書のいずれか一方を作成する必要があるが、作成は省略すると記載されていた。</p> <p>② 「5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し」と記載すべきところ、「固定資産の売却若しくは処分に係る」が記載もれになっていた。</p> <p>③ 「7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」と記載すべきところ、「帳簿価額」が「帳簿価格」と記載されていた。</p> <p>④ 拠点区分用の注記には記載不要である「8. 関連当事者との取引の内容」及び「9. 重要な偶発債務」が記載されていた。</p> <p>⑤ 「11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」と記載すべきところ、「社会福祉法人の」が記載もれになっていた。また、「資金収支」が「資産の収支」と記載されていた。</p> <p>については、会計省令第29条並びに運用上の取扱い25 別紙1及び別紙2を参考に記載事項の見直しを行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の文書指摘をしており、その際貴法人からは「今後、計算書類に対する注記の作成について、計算書類との整合性を図っていく。」旨回答されているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(会計省令第29条) (運用上の取扱い25 別紙1及び別紙2)</p>	
6	<p>社会福祉法人会計は、その公共性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、前期末支払資金残高及び当期末支払資金残高の予算額が計上されておらず、決算額が予算額を超過してい</p>	<p>令和3年度の補正予算において、前期末支払資金残高及び当期末支払資金残高の予算額の計上を失念していたものであり、</p>

	<p>た。 ついては、予算変更の必要がある場合には、必要額を精査した上で補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。 (留意事項2(1)、(2))(経理規程第19条)</p>	<p>令和4年度補正予算の調製から、適切に計上し、理事会・評議員会の承認を受けたところである。</p>
7	<p>法人単位事業活動計算書に記載されている当期活動増減差額「2,126,383円」に対し、法人単位貸借対照表に記載されている当期活動増減差額は「366,383円」であり一致していなかった。 ついては、事業活動計算書と貸借対照表の整合性を図ること。 (会計省令第1条第2項、第22条第6項、第26条)</p>	<p>令和3年度決算書において、記載ミスによる誤りであったが、令和4年度決算書から、事業活動計算書と貸借対照表の整合性の確認を行うなど、記載ミスによる誤りを防ぐこととしている。</p>